

一般国道444号福富鹿島道路（有明海沿岸道路）に係る環境影響評価書
に対する環境大臣意見

一般国道444号福富鹿島道路（以下「計画路線」という。）は、佐賀県杵島郡白石町福富下分から同町深浦までの延長約10kmの自動車専用道路であり、有明海沿岸道路の一環として計画され、一般国道444号の迂回路としても期待されている。

計画路線は、佐賀県南部の有明海に面した佐賀平野に一般国道444号と並行して計画されており、大部分は盛土構造、その他は橋又は高架構造となっている。

計画路線の対象事業実施区域及びその周辺は、主に沖積粘土層で構成された軟弱地盤が分布しており、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）」の対象地域である。また、干拓地を利用した耕作地や水路が存在し、有明海沿岸特有の干潟や低地で構成された自然環境が形成されており、多くの重要な動植物が生息・生育していることが確認されている。

このため、事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずることが必要である。

1. 総論

（1）調査・予測・評価の再実施について

事業実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

（2）環境保全措置の具体化について

今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、（1）の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。

2 . 各論

(1) 地下水・地盤について

対象事業実施区域及びその周辺は、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）」の対象地域である。

このため、盛土構造や軟弱地盤対策による環境影響について、予測に用いた類似事例及びその事後の観測結果を踏まえた評価を補正評価書に示すとともに、環境監視を行うなどの適切な措置を検討すること。

(2) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

以上の内容を補正後の評価書に適切に記載すること。